

真岡市老人給食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し食事を提供することにより、当該高齢者等の安否確認や社会的孤立感の解消及び自立生活の援助を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、次の業務を実施する。ただし、第1号及び第2号の業務については、ボランティアの協力により実施することができる。

- (1) 昼食を調理し、高齢者の自宅等に配達する業務
- (2) 安否確認業務
- (3) 必要に応じて、安否確認の結果を関係機関や区長及び民生委員・児童委員等に連絡する業務
- (4) 定期的な訪問と必要なサービスの利用調整業務
- (5) その他、本会の会長が必要と認めた業務

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 70歳以上の一人暮らし高齢者で自家調理が困難な者
- (2) 75歳以上の高齢者のみの世帯で自家調理が困難な世帯に属する者
- (3) その他、本会の会長が特別に必要と認める者

(利用回数と利用日時)

第4条 この事業の利用回数は、月4回までとし、火曜日又は木曜日とする。ただし、8月13日から8月16日と12月28日から翌年の1月4日及び各月の第5週目の火曜日と木曜日並びに本会の会長が特に定める日は、休みとする。

2 火曜日及び木曜日が祝日等の場合には、翌日に実施する。

3 配達時間は、おおむね午前11時00分から正午までとする。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、老人給食サービス事業利用申請書(別記様式第1号)に記載し、本会の会長に申請する。

(決定・却下及び報告)

第6条 本会の会長は、前条の規定により申請を受理したときは、状況確認を行い、これを審査し利用の適否を決定し、その結果を老人給食サービス事業利用決定通知書(別記様式第2号)又は老人給食サービス事業利用却下通知書(別記様式第3号)により通知する。

2 前項の規定により利用の決定をした者(以下「利用者」という。)について、老人給食サービス事業利用決定報告書(別記様式第4号)により、昼食を配達する者に報告するものとする。

(利用の変更・辞退)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、老人給食サービス事業利用変更・辞退届(別記様式第5号)を本会の会長に届け出るものとする。

(1) 氏名及び住所を変更したとき。

(2) この事業を必要としなくなったとき。

(利用の取消)

第8条 本会の会長は、次のいずれかに該当するときは、この事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 第3条に掲げる要件のいずれかを備えなくなったとき。
- (2) 利用者から辞退の届け出があったとき。
- (3) 利用者が死亡、転出、施設入所、長期入院等によりこの事業の利用を受けることができなくなったとき又は受ける必要がなくなったとき。
- (4) 本会の会長が利用を受けることを不相当と認めたとき。

(利用者の負担)

第9条 利用者がこの事業のサービスを受けたときは、次の各号に掲げるいずれかの費用を負担する。

- (1) 第3条第1号の利用者 前年の所得が、100万円以上の場合には200円とし、100万円未満の場合には100円とする。
- (2) 第3条第2号の利用者 世帯全員の前年の所得の合算が150万円以上の場合には、一人当たり200円とし、150万円未満の場合には100円とする。

(表彰)

第10条 本会の会長は、この事業に関わるボランティアに対し、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年を経過した者を表彰するものとする。

(地区社会福祉協議会)

第11条 本会の会長は、事業の運営及びボランティアの取りまとめを地区社会福祉協議会に依頼することができる。

(運営委員会の設置)

第12条 真岡市老人給食サービス事業の実施を円滑に行うため、運営委員会を設置する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第 1 - 1 号

老人給食サービス事業利用申請書

年 月 日

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会長 様

申請者住所

申請者氏名

対象者との続柄

電話番号

老人給食サービス事業を利用したいので、下記により申請します。

記

ふりがな 氏 名	(<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) (年 月 日生)
住 所	〒 - 真岡市
電話番号	
該当事項	<input type="checkbox"/> 70歳以上の一人暮らし高齢者で自家調理が困難な者 <input type="checkbox"/> 75歳以上の高齢者のみ世帯で自家調理が困難な世帯に属する者 <input type="checkbox"/> その他 ()
介 護 度	要支援 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 要介護 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
備 考	

※介護認定を受けている場合は、必ず介護度の記入をお願いいたします。

別記様式第 1 - 2 号

老人給食サービス事業利用申請書

年 月 日

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会長 様

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

対象者との続柄 _____

電話番号 _____

老人給食サービス事業を利用したいので、下記により申請します。

記

ふりがな 氏 名	(<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) (年 月 日生)
介護度	要支援 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 要介護 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
ふりがな 氏 名	(<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) (年 月 日生)
介護度	要支援 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 要介護 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
住 所	〒 _____ 真岡市
電話番号	
該当事項	<input type="checkbox"/> 70歳以上の一人暮らし高齢者で自家調理が困難な者 <input type="checkbox"/> 75歳以上の高齢者のみ世帯で自家調理が困難な世帯に属する者 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

※介護認定を受けている場合は、必ず介護度の記入をお願いいたします。

様式第 2 号

老人給食サービス事業利用決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会長

年 月 日付で申請のあった老人給食サービス事業の利用については、下記のとおり決定します。

記

利用者氏名	
利用開始日	年 月 日
利用料金	円（1回あたり）
注意事項	<p>1 利用日は、毎月第1～第4 曜日とし、祝祭日にあたる場合はその翌日となります。</p> <p>ただし、12月29日から翌年の1月3日と第5 曜日は実施しません。</p> <p>2 老人給食サービスを休む場合は、事前にその旨を社会福祉法人真岡市社会福祉協議会まで連絡してください。</p> <p style="text-align: right;">（電話0285-82-8844）</p>

別記様式第3号

老人給食サービス事業利用却下通知書

年 月 日

様

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会長

年 月 日付で申請のあった老人給食サービス事業の利用については、下記のとおり却下します。

記

申請者氏名	
却下理由	

別記様式第4号

老人給食サービス事業利用決定報告書

年 月 日

様

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会長

年 月 日付で申請のあった下記の者について、老人給食サービス事業利用を決定したので、下記により報告します。

記

ふりがな 氏 名	(<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女) (年 月 日生)
住 所	〒 真岡市
電話番号	
開始年月日	年 月 日
該当事項	<input type="checkbox"/> 70歳以上の一人暮らし高齢者で自家調理が困難な者 <input type="checkbox"/> 75歳以上の高齢者のみ世帯で自家調理が困難な世帯に属する者 <input type="checkbox"/> その他 ()

別記様式第5号

老人給食サービス事業利用変更・辞退届

年 月 日

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会長 様

届出者住所

届出者氏名

印

老人給食サービス事業利用を変更・辞退したいので、下記により届出
ます。

記

利用者	氏名	
	住所	
<input type="checkbox"/> 変更	変更前	
	変更後	
<input type="checkbox"/> 辞退	<input type="checkbox"/> 施設等への入居・入所 <input type="checkbox"/> 通所型サービスの利用 <input type="checkbox"/> 家族等との同居 <input type="checkbox"/> 死去 <input type="checkbox"/> その他 ()	

